

飯豊町の人事行政の運営等の状況を公表します

飯豊町の人事行政の運営等の状況(職員の給与等)について、飯豊町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、毎年その内容を公表しています。これは、皆様に町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。今回は、令和5年度の状況の公表になります。一部他の年度の状況についても掲載しています。

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(各年度4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
代表的な職務	主事・主事補 技師・技師補	主事 技師	主任	主査	室長	課長	
5年度	23人 (19.7%)	37人 (31.6%)	12人 (10.3%)	10人 (8.5%)	23人 (19.7%)	12人 (10.3%)	117人 (100%)
6年度 (※参考)	19人 (16.4%)	33人 (28.4%)	17人 (14.7%)	11人 (9.5%)	24人 (20.7%)	12人 (10.3%)	116人 (100%)

※ 級区分は「飯豊町一般職の職員の給与に関する条例」によるものです。

② 部門別職員数(各年度4月1日現在)

区分	4年度	5年度	比較	6年度	
一般行政部門	議会	2人	2人	0人	2人
	総務企画	27人	27人	0人	29人
	税務	6人	6人	0人	6人
	民生	22人	22人	0人	19人
	衛生	5人	5人	0人	5人
	農林	9人	9人	0人	9人
	商工	5人	5人	0人	7人
	土木	6人	6人	0人	6人
特別行政部門	教育	19人	22人	3人	24人
公営企業等会計	病院	1人	1人	0人	1人
	水道	2人	2人	0人	2人
	下水道	2人	2人	0人	2人
	国民健康保険	5人	5人	0人	4人
	介護保険	4人	3人	△1人	3人
	後期高齢	2人	1人	△1人	1人
	その他	11人	12人	1人	11人
合計	128人	130人	2人	131人	

③ 職員採用の状況(令和5年度)

区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	2人	3人	5人
保育士	0人	3人	3人
計	2人	6人	8人

※参考: 職員採用の状況(令和6年度)

区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	2人	3人	5人
うち保健師	0人	0人	0人
保育士	0人	0人	0人
計	2人	3人	5人

④ 退職者の状況(令和5年度)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	計
一般行政職	0人	0人	3人	3人
保育士	0人	0人	1人	1人
技能労務職	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	4人	4人

⑤ 再任用職員の状況(令和5年度)

区分	男	女	計
一般行政職	8人	1人	9人
保育士	0人	2人	2人
技能労務職	0人	0人	0人
計	8人	3人	11人

※参考: 再任用職員の状況(令和6年度)

区分	男	女	計
一般行政職	8人	1人	9人
保育士	0人	2人	2人
技能労務職	0人	0人	0人
計	8人	3人	11人

(2) 職員の人事評価の状況

職員がその担当する業務において「目標管理」の手法を用いて「業務遂行過程で発揮した能力」および「業務の達成状況や取組内容」を適正に評価し、人事管理の基礎とするための人事評価制度に取り組んでいます。

(3) 職員の給与の状況

① 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和6年3月31日)	歳出額 (A)	人件費 (B)	令和5年度人件費率 (B/A)	令和4年度 人件費率
6,339 人	7,679,370 千円	1,060,833 千円	13.8 %	13.6 %

※ 人件費には、町長等常勤の特別職の給料および議会議員、教育委員会委員等の非常勤の特別職に支給される報酬を含みます。

② 職員給与費の状況(令和5年度普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当り給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計(B)	
5年度	108 (10) 人	407,266 千円	72,888 千円	156,494 千円	636,648 千円	5,395 千円

※ 職員手当には退職手当を含みません。

※ 職員数のうち()内は職員数に含んでいない再任用職員の人数です。

※ 職員数は、令和5年4月1日時点の人数です。

③ 職員の平均給与月額及び平均年齢(各年度4月1日)

区分	令和5年度		※参考:令和6年度	
	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	381,700 円	41.1 歳	385,500 円	41.0 歳
技能労務職	358,800 円	54.8 歳	305,800 円	55.8 歳

※ この表の数値は、総務省及び山形県に提出した地方公務員給与実態調査の調査票に記載した数値です。

④ 職員の初任給の状況

区分	初任給 令和5年4月1日現在		※参考:令和6年4月1日現在	
	一般行政職	大学卒	188,100 円	大学卒
	高校卒	156,300 円	高校卒	168,300 円
技能労務職	高校卒	154,700 円	高校卒	166,600 円

⑤ 特別職の給与・報酬月額(令和5年度)

区分	現行	条例	期末手当
給料	町長	810,000 円	6月 1.625 月分
	副町長	610,000 円	12月 1.625 月分
	教育長	540,000 円	合計 3.25 月分
報酬	議長	340,000 円	6月 1.625 月分
	副議長	280,000 円	12月 1.625 月分
	議員	265,000 円	合計 3.25 月分

※ 特別職の期末手当は、給料月額及び報酬月額に35%加算したものに支給割合を乗じます。

⑥職員手当の状況(令和5年度)

区分	内容				
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当	計	
	6月	1.200 月分	0.975 月分	2.175 月分	
	12月	1.200 月分	0.975 月分	2.175 月分	
	計	2.40 月分	1.95 月分	4.35 月分	
	期末手当・勤勉手当を計算する際「(1)職員の任免及び職員数に関する状況①【一般行政職級別職員数の状況】」に記載した3級から6級の職員については、計算の基礎となる給料月額等に次の割合が加算されます。 加算割合: 6級15%、5～4級10%、3級5%				
住居手当	借家(家賃月額14,000円以上)	限度額	28,000 円		
寒冷地手当	11～3月に支給	月額	7,360～17,800 円		
	世帯主で扶養親族のある職員	月額	17,800 円		
	その他の世帯主である職員	月額	10,200 円		
	その他職員	月額	7,360 円		
扶養手当	配偶者	月額	6,500 円		
	扶養親族(子)	月額	10,000 円		
	上記以外の扶養親族	月額	6,500 円		
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで	月額	5,000 円 加算		
通勤手当	交通機関等利用	限度額	55,000 円		
	自動車等使用	限度額	37,200 円		
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給される手当 ・45,700円～50,000円の範囲内で支給				
時間外勤務手当	平 日支給割合: 125%(22:00～翌5:00は150%)	支給実績: 31,416千円(令和5年度)			
	週休日支給割合: 135%(22:00～翌5:00は160%)	※選挙、災害対応時を含みます。			
退職手当		勤続20年	勤続25年	勤続30年	最高限度額
	自己都合	19.6695 月分	28.0395 月分	34.7355 月分	47.709 月分
	定年・勲奨	24.586875 月分	33.27075 月分	40.80375 月分	47.709 月分
	定年前早期退職者に対する加算措置があります。				

⑦ラスパイレス指数(行政職給料表適用職員を対象)

31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
99.1 %	99.3 %	99.6 %	100.1 %	99.3 %

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

※ 幼稚園や保育園など本庁舎以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態の場合があります。

(5) 職員の休業に関する状況

①年次有給休暇の取得日数(令和5年)

平均取得日数
11.5 日

②育児休業の取得状況(令和5年度)

区分	育児休業	
		うち前年度からの育児休業
男性	1 人	0 人
女性	8 人	3 人
合計	9 人	3 人

③休暇の種類

区分	内容
年次有給休暇	1年につき20日(未取得日数分は20日を上限に翌年に繰越可能)
病気休暇(有給)	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇(有給)	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 【代表的な例(日数)】 ・公民権の行使(必要と認められる期間) ・骨髄移植ドナーの登録・提供(必要と認められる期間) ・結婚(結婚の日の5日前の日から結婚の日後1月を経過するまでの期間内において7日以内) ・女性職員の出産(産前8週間以内(多胎妊娠の場合は14週間以内)産後8週間) ・忌引(続柄に応じて、連続する1日~10日間) ・夏季休暇(7月から9月までの期間において、原則として連続する6日間)
介護休暇(無給)	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
組合休暇(無給)	職員が任命権者の許可を受け登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合

(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分：公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。

分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分：公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追求して行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

(令和5年度)

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0 人	3 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	0 人

(7) 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければなりません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容
職務命令等に従う義務	職員は、法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととなっており、職を退いた後も同様です。
職務専念義務	職員は、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為について、禁止又は制限があります。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には任命権者の許可を受けなければなりません。

(8) 職員の退職管理の状況

職員の退職管理については、飯豊町職員の退職管理に関する規則に基づき、公正性及び透明性の確保に努めております。

(参考) 令和6年4月1日現在における届出状況

区分	営利企業	公社等	その他
課長級	0人	0人	0人

※課長級であった職員について、離職後2年以内の状況です。

(9) 職員の研修の状況

① 研修の実施状況(令和5年度実績)

区分	実施機関	内容	受講者数(延人数)
町独自研修	飯豊町	新規採用職員研修(事前研修を含む)	5人
派遣研修	山形県市町村職員研修協議会	階層別研修(課長級職員研修、係長級職員研修、上級職員研修等)	10人
		専門研修・養成研修	20人
	置賜市町職員研修協議会	新規採用職員研修	8人
		一般研修(法制執務研修・メンタルヘルス研修)	4人
		担当者研修(人事担当者)	0人
市町村職員中央研修所		0人	

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

①健康診断等の実施状況

区分	内容	対象者
職員健康診断	基本健診(共済総合健診項目)	全職員
	大腸がん検診	全職員
	肝炎ウイルス検診	35歳に達する者で希望者
	肺がん検診	40歳以上の希望者
	胃検診	希望者
	乳がん検診	希望者
	子宮がん検診	希望者
職員健康診断事後指導	健診結果に基づき、保健師による指導を実施	全職員

※ 健康診断は、山形県市町村職員共済組合並びに公益財団法人やまがた健康推進機構に委託して実施しています。

※ 対象者には、社会保険に加入している会計年度任用職員を含みます。

②公務災害補償の状況

公務上、通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。令和5年度の補償件数は、次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	0件	0件
通勤災害	0件	0件

③共済組合及び互助会

職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、山形県市町村職員共済組合や山形県市町村職員互助会の制度を利用しています。

区分	内容
短期給付	職員とその家族の病気、怪我、死亡及び災害等に対する給付を行います。
長期給付	職員の退職・障がい又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行います。
福祉事業	職員とその家族の病気予防、貯金の積立て、住宅資金の貸付を行います。
互助会事業	職員とその家族の生活の安定を図るための事業を行います。

④飯豊町役場職員互助会(令和5年度)

職員の健康増進と人間形成及び融和を図ることを目的に職員全員をもって組織し事業を行っています。

互助会名称	飯豊町役場職員体育文化会
会員数	131人
補助金決算額	0千円
事業内容	各種クラブの設置

⑤勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

令和4年度末 係属件数	令和5年度末 要求件数	令和5年度中処理件数		令和5年度末 係属件数
		却下	判定	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

⑥不利益処分に関する不服申し立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申し立てがあった場合に、これを審査し、不服申し立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行うものです。

令和4年度末 係属件数	令和5年度末 要求件数	令和5年度中処理件数		令和5年度末 係属件数
		却下	判定	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件